

事 務 連 絡
令和5年4月17日

公益社団法人 全日本不動産協会 御中

国土交通省 不動産・建設経済局 不動産業課

パートナーシップ構築宣言に関する御依頼

現在、政府では、新しい資本主義の考え方にに基づき、成長と分配の好循環の形成に取り組んでいるところですが、企業に期待される役割として、株主だけでなく、従業員、地域社会、そして取引事業者といった多様なステークホルダーとのパートナーシップの構築を進めることで、取引事業者全体を含め、企業価値を最大化することが重要な取組となります。

このため、幅広い業種において新たなパートナーシップを構築するため、先般発出した「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化に関する事業者団体に対する要請（令和3年12月27日国総政第30号）」等において、「パートナーシップ構築宣言」制度の会員企業に対する周知を要請しているところです。

つきましては、別添の資料等をご参照頂き、「パートナーシップ構築宣言」を積極的に作成頂きますとともに、作成した宣言を公益財団法人全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトから、多くの企業が「パートナーシップ構築宣言」を公表して頂けるよう、貴会会員への周知・広報をお願い申し上げます。

【参考】

- 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト
<https://www.biz-partnership.jp/index.html>
- (別添) パートナーシップ構築宣言について (中小企業庁)

以上